

JIS

工業用炭酸ナトリウム—

第3部：全可溶性アルカリ含有量の求め方—

第2節：電位差滴定方法

JIS K 1201-3-2 : 2000

平成12年7月20日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって、JIS K 1201 : 1950は廃止され、JIS K 1201-1～JIS K 1201-6に置き換えられる。

JIS K 1201は、一般名称を“工業用炭酸ナトリウム”として、次の各部によって構成する。

第1部：かさ密度の求め方

第2部：250℃における加熱減量及び不揮発物の求め方

第3部：全可溶性アルカリ含有量の求め方—第1節：中和滴定法

第3部：全可溶性アルカリ含有量の求め方—第2節：電位差滴定方法

第4部：塩化ナトリウム含有量の求め方—ホルハルト改良法、電位差滴定方法

第5部：鉄含有量の求め方—1, 10-フェナントロリン吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、高周波誘導結合プラズマ発光分光分析方法

第6部：50℃における水不溶物の求め方

主務大臣：通商産業大臣 制定：平成 12. 7. 20

官報公示：平成 12. 7. 21

原案作成協力者：社団法人 日本化学工業協会

審議部会：日本工業標準調査会 化学部会（部会長 三田 達）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室 [☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

工業用炭酸ナトリウム— K 1201-3-2:2000

第3部：全可溶性アルカリ
含有量の求め方—第2節：電位差滴定方法Sodium carbonate for industrial use—
Part 3 : Determination of total soluble alkalinity—
Section 2 : Potentiometric method

1. 適用範囲 この規格は、工業用炭酸ナトリウムの全可溶性アルカリ含有量を電位差滴定で測定する求め方について規定する。

2. 要旨 試料を水に溶解し、その溶液をろ過し、塩酸を用いて電位差滴定を行い全可溶性アルカリ含有量を定量する。

3. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む)を適用する。

JIS K 0113 電位差・電流・電量・カールフィッシャー滴定方法通則

JIS K 1201-2 工業用炭酸ナトリウム—第2部：250 °Cにおける加熱減量及び不揮発物の求め方

JIS K 8001 試薬試験方法通則

4. 試薬 試薬は、次による。

a) 1 mol/l塩酸 JIS K 8001の4.5(5.1)によるもの。

5. 装置及び器具 電位差滴定装置は、JIS K 0113の5.1(装置)に規定するものとし、滴定槽は200 ml、ビュレットは20 mlを用いる。

6. 操作 操作は、次のとおり行う。

6.1 試料の採取と保存は、次による。

a) 試料採取

器具は、次による。

1) スコップ 図1に示すような形状で、ステンレス鋼など適切な材質で作られたものを使用する。

2) さし 図1に示すような形状で、ステンレス鋼など適切な材質で作られたものを使用する。

b) 試料採取の操作

1) 小形容器の場合

紙袋の場合は、口部又は胴部からスコップ若しくはさしを用いて採取する。

フレキシブルコンテナの場合は、充てん口からスコップを用いて採取する。

2) 大形容器の場合